

退職手当の支給制限処分等に関する規則

(平成22年 4月 1日組合規則第 3号)
改正 平成28年 3月 2日組合規則第5号
令和 2年 3月 3日組合規則第2号
令和 5年10月13日組合規則第5号
令和 7年 4月24日組合規則第3号
(山形県市町村職員退職手当支給条例施行規則等の一部を改正する規則第2条による改正)
令和 7年10月 2日組合規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県市町村職員退職手当支給条例（昭和37年組合条例第3号。以下「支給条例」という。）第19条第1項、第19条の2第1項、第2項若しくは第3項、第19条の3第1項若しくは第2項、第19条の4第1項、第19条の5第1項又は第19条の6第1項から第5項までの規定による処分（以下「退職手当支給制限等処分」という。）に係る組合長への報告及び当該処分を受けるべき者への通知に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 退職に係る組合市町村長等 支給条例第18条第2号に規定する退職に係る組合市町村長等をいう。
- (2) 事務引継市町村長等 職員が退職（支給条例その他の条例の規定により、支給条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下同じ。）をした後に当該退職をした組合市町村（支給条例第1条に規定する組合市町村をいう。以下同じ。）が存しない場合の当該存しなくなった組合市町村の山形県市町村職員退職手当組合に係る事務を引き継いだものをいう。
- (3) 施行規則 山形県市町村職員退職手当支給条例施行規則（昭和45年組合規則第1号）をいう。
- (4) 一般の退職手当等 支給条例第8条の2第2項に規定する一般の退職手当等をいう。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定により解雇予告手当として支給しなければならないものを除く。
- (5) 基礎在職期間 支給条例第8条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。
- (6) 特別職の職員 支給条例第4条第1項に規定する特別職の職員をいう。
- (7) 懲戒免職等処分を受けるべき行為 支給条例第19条の2第2項第2号に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をいう。
- (8) 定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分 支給条例第19条の3第1項第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分をいう。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当申請に係る添付書類)

第3条 退職に係る組合市町村長等又は事務引継市町村長等は、退職をした者が支給条例第19条第1項各号のいずれかに該当するときは、施行規則第8条第1項に規定する申請には同項に規定する書類のほか退職手当支給制限に係る報告書（別記様式第1号）を添えなければならない。

(退職手当の支払の差止めに係る事情がある場合の退職手当申請に係る添付書類)

第4条 退職に係る組合市町村長等又は事務引継市町村長等は、退職した者が支給条例第19条の2第1項第1号に該当するときは、施行規則第8条第1項に規定する申請には同項に規定する書類のほか退職手当支払差止処分に係る報告書（別記様式第2号）を添えなければならない。

(退職手当の支払の差止めに係る事情がある場合の組合市町村長等の報告義務)

第5条 退職に係る組合市町村長等又は事務引継市町村長等は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに組合長に対し退職手当の支払の差止めに係る事情がある旨を陳述するとともに退職手当支払差止処分に係る報告書を提出しなければならない。

- (1) 退職をした者が支給条例第19条の2第1項第2号に該当したとき
- (2) 一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件（特別職の職員であった者については、基礎在職期間以外の期間中の行為に係る当該職員の職務に関連する刑事事件を含む。次号において同じ。）に関してその者が逮捕されたとき
- (3) 一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、退職に係る組合市町村長等又は事務引継市町村長等が、当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者に犯罪（当該犯罪に係る法定刑の上限が拘禁刑以上の刑に当たるものに限る。）があると思料するに至ったとき
- (4) 一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、支給条例第19条の2第2項第2号に該当したとき

2 事務引継市町村長等は、一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったときは、直ちに組合長に対し退職手当の支払の差止めに係る事情がある旨を陳述するとともに退職手当支払差止処分に係る報告書を提出しなければならない。

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限に係る組合市町村長等の報告義務)

第6条 退職に係る組合市町村長等又は事務引継市町村長等は、一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、支給条例第19条の3第1項各号のいずれかに該当したときは、直ちに組合長に対し退職手当支給制限に係る事情がある旨を陳述するとともに退職手当支給制限に係る報告書を提出しなければならない。

2 事務引継市町村長等は、一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたときは、直ちに組合長に対し退職手当支給制限に係る事情がある旨を陳述するとともに退職手当支給制限に係る報告書を提出しなければならない。

(退職手当の返納に係る組合市町村長等の報告義務)

第7条 退職に係る組合市町村長等又は事務引継市町村長等は、一般の退職手当等の額が支払われた後において、支給条例第19条の4第1項各号のいずれかに該当するときは、直ちに組合長に対し退職手当返納等に係る報告書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

2 事務引継市町村長等は、一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたときは、直ちに組合長に対し退職手当返納等に係る報告書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

(相続人からの退職手当相当額の納付に係る組合市町村長等の報告義務)

第8条 退職に係る組合市町村長等又は事務引継市町村長等は、一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者が当該退職の日から6月以内に死亡した場合（当該退職をした者について前条の規定による退職手当返納等に係る報告書が提出されている又は提

出する場合を除く。)において、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったときは、直ちに組合長に対し懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の報告書(別記様式第4号)を提出しなければならない。

(退職手当支給制限処分書の様式)

第9条 支給条例第19条第1項の規定による処分に係る同条第2項の書面の様式及び支給条例第19条の3第1項(同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第5項において準用する支給条例第19条第2項の書面の様式は、別記様式第5号のとおりとする。

2 支給条例第19条の3第1項(同項第3号に該当する場合に限る。)又は第2項の規定による処分に係る同条第5項において準用する支給条例第19条第2項の書面の様式は、別記様式第6号のとおりとする。

(退職手当支払差止処分書の様式)

第10条 支給条例第19条の2第1項の規定による処分に係る同条第10項において準用する支給条例第19条第2項の書面の様式は、別記様式第7号のとおりとする。

2 支給条例第19条の2第2項(同項第1号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第10項において準用する支給条例第19条第2項の書面の様式は、別記様式第8号のとおりとする。

3 支給条例第19条の2第2項(同項第2号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第10項において準用する支給条例第19条第2項の書面の様式は、別記様式第9号のとおりとする。

4 支給条例第19条の2第3項の規定による処分に係る同条第10項において準用する支給条例第19条第2項の書面の様式は、別記様式第10号のとおりとする。

(退職手当返納命令書の様式)

第11条 支給条例第19条の4第1項(同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第6項において準用する支給条例第19条第2項の書面の様式は、別記様式第11号のとおりとする。

2 支給条例第19条の4第1項(同項第3号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第6項又は支給条例第19条の5第1項の規定による処分に係る同条第2項において準用する支給条例第19条第2項の書面の様式は、別記様式第12号のとおりとする。

(支給条例第19条の6第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知書の様式)

第12条 支給条例第19条の6第1項の規定による通知に係る書面の様式は、別記様式第13号のとおりとする。

(退職手当相当額納付命令書の様式)

第13条 支給条例第19条の6第1項、第2項又は第3項の規定による処分に係る同条第7項において準用する支給条例第19条第2項の書面の様式は、別記様式第14号のとおりとする。

2 支給条例第19条の6第4項又は第5項の規定による処分に係る同条第7項において準用する支給条例第19条第2項の書面の様式は、別記様式第15号のとおりとする。

(退職に係る組合市町村長等への通知)

第14条 組合長は、退職手当支給制限等処分を行うときには、当該処分を受けるべき者に通知する前5条に規定する書面の写しを添付して、その旨を当該処分に係る退職に係る組合市町村長等又は事務引継市町村長等に通知しなければならない。

2 組合長は、第3条から第7条までに規定する報告書の提出があった場合で退職手当支給制限等処分をすることが必要でないと認めたときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該退職に係る組合市町村長等又は事務引継市町村長等に通知するものとする。

(報告内容等に変化があった場合の組合市町村長等の報告義務)

第15条 第2条から第6条までに規定する報告書の提出を行った退職に係る組合市町村長等又は事務引継市町村長等は、当該報告書を提出した後に新たに判明した事実又は生じた事情（当該退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）の死亡を含む。）がある場合には、直ちにその内容を組合長に陳述するとともにその内容を付記した書面により報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行し、同日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則 (平成28年 組合規則第5号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和 2年 組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 5年 組合規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 7年 組合規則第3号)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている旧規則の様式により使用されている書類は、新規則の様式によるものとみなす。

附 則 (令和 7年 組合規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に通知したこの規則による改正前の退職手当の支給制限処分等に関する規則別記様式第5号から別記様式第15号までの様式による書面は、この規則による改正後の退職手当の支給制限処分等に関する規則別記様式第5号から別記様式第15号までの様式による書面とみなす。

別記様式 別ファイル